

ストックホルム条約、バーゼル条約、ロッテルダム条約締約国会議（合同セッション）の結果の概要

平成 27 年 5 月 18 日

1. 会議の概要

2015 年 5 月 4 日～15 日にジュネーブ（スイス）において、ストックホルム条約、バーゼル条約、ロッテルダム条約の各締約国会議（COP）が開催され、3 条約の共通の課題である技術支援、資金供与、3 条約の協力・連携等について合同で議論が行われました。

2. 会議の成果

（1）技術支援と能力開発

条約事務局が実施する締約国のニーズ、技術協力及び提供可能な技術に関する調査については、引き続き情報の収集を進めることとされ、また、事務局に対して技術支援状況についての報告書を作成して2017年の次回締約国会議に提出することを求めました。

ストックホルム条約地域・下位地域センターが今後 4 年間引き続き活動を続けることが承認されました。また、バーゼル条約地域・調整センターと併せて各センターが2016年から2019年の活動計画を事務局に提出するように求められました。事務局は、両センターの活動について評価を行い次々回の締約国会議に報告することが決定しました。

（2）資金メカニズム

「化学物質及び廃棄物分野の資金調達についての統合的アプローチ」を歓迎し、第 1 回国連環境総会において設立が決定した「制度強化支援のための特別プログラム（SP）」に対して早期開始への期待が表明されました。また、政府機関や民間、産業界及び非政府機関その他がSPの早期開始のために資金提供を行うことを促しました。

ストックホルム条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ（GEF）については、化学物質及び廃棄物分野の強化と資金増を行ったことを評価しつつ、ストックホルム条約への割り当てが増加していないことに懸念が表明されました。また、バーゼル条約とロッテルダム条約の優先課題に関しても裨益するストックホルム条約のガイダンスに関してGEFと協議することが要請されました。

（3）協力と連携の強化

3 条約の連携を引き続き進めるとともに、これまで実施された共同活動や連携促進に関して外部評価を行い、2017年の次回締約国会議に提出することが決定されました。

また、化学物質及び廃棄物適正管理分野における他の機関との協力及び連携を促進する重要性が確認され、事務局に対し、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）への効果的な関与とともに、水銀に関する水俣条約暫定事務局との協力・協調を継続・強化すること等を求めました。

（4）3 条約共同事務局の組織及び運営

条約の実施に関する情報を事務局を通じて交換する 3 条約共同クリアリングハウスの

準備状況が報告され、事務局に対して、締約国等の優先度の高い事項へのアクセスができるようにすることを求めました。

3条約それぞれに付き、2016－2017年の事務局予算が決定しました。

なお、会議内容の詳細については、下記の3条約共同事務局のホームページで御確認ください。

3条約共同事務局のホームページ (<http://synergies.pops.int>)